工事請負契約書(案)

- 1 工 事 名 鷹巣治山工事
- 2 工 事 場 所 秋田県由利本荘市鳥海町上直根字彦八沢国有林1040林班地内
- 3 工 期 令 和 年 月 日 か ら (契約締結の翌日から令和8年1月30日まで) 令 和 年 月 日 ま で
- 4 請 負 代 金 額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金額 円
- 6 調 停 人 なし
- 7 前 金 払 請負代金額の10分の4以内
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会 []建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用される ものは(〇印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除	選択事	т百	選択条項		
の区分	選 択 事	項	選 択 条 項		
	契約保証金の納付		第4条 第1項 第1号		
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等	の提供	第4条 第1項 第2号		
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証	E事業会社の保証	第4条 第1項 第3号		
	公共工事履行保証証券による保証		第4条 第1項 第4号		
	履行保証保険契約の締結		第4条 第1項 第5号		
C	[]	主任技術者	第10条 第1項 第2号		
	[]	新□末 第□項 第2万 □			
	支給材料及び貸与品	第15条			
	前金払	第35条 第1項			
	中間前金払	第35条 第5項			
	部分払	回以内	第38条		
	部分払の対象となる工場製品		第38条		
0	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条		

[注]国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙1を添付する。

10 建設発生土の搬出先等

該当なし

11 解体工事に要する費用等

別紙2のとおり[注]

- [注] 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第 9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。
- 12 特約事項(森林土木工事)

別紙3のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び 令和7年1月29日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により 契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 秋田県由利本荘市水林439

(氏名) 分任支出負担行為担当官

由利森林管理署長 柏木健悦

EΠ

受注者 (住所)

(氏名)

印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、 共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入 する。

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の 区 分	選 択		事	項		選択条耳	項
0	各会計年度における請 負代金の支払限度額	7	年度 年度 年度		円 円	第40条第1項	頁
0	支払限度額に対応する 各会計年度の出来高予 定額	6 7	年度 年度 年度		円 円	第40条第 2 項	Į.
0	前金払	•				第41条	
×	翌会計年度の前払金相当	頟			円	第41条第 3 項	頁
×	部分払					第42条	
×	前払金の支払を受けてい 合の部分払額の決定	る場		(a) (b)		第42条第 2 項	頁
×	各会計年度において部分 請求できる回数	払を	年, 年,	度	回回回	第42条第 3 項	Į.

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1	分別解体等の方法	É
•	/	

71 /1	リ解や寺の万法		
エ	工程	作業内容	分別解体等の方法
程	① 仮設	仮設工事	□ 手作業
ご		□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用
٢	② ±エ	土工事	□ 手作業
の		□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用
作	③ 基礎	基礎工事	□ 手作業
業		□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用
内	④ 本体構造	本体構造の工事	□ 手作業
容		□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用
及	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事	□ 手作業
び		□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用
解	⑥ その他	その他の工事	□ 手作業
体	()	□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用
方			
法			
		マナ・ナ・レー ヘ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, , === +b

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載不要。

2	解体工事に要する費用(直接工事費)	円(税抜き)
_	かか 子に女 かる良川(直及一子良)	

- (注)・解体工事の場合のみ記載する。
 - ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 - ・仮設費及び運搬費は含まない。
- 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材 種	廃棄物の 類	施	設(の	名	称	所	在	地	

(注)建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4	再資源化等に要する費用(直接工事費)	円 (税抜き)
	(注)運搬費を含む。	-

特約事項 (森林土木工事)

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱(以下、「ASF」という。)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、 感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業工事請負契約約款第 20 条により対応する。